

岐阜市職員措置請求に係る監査結果の公表

平成29年9月8日付けで提出されました岐阜市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり公表します。

平成29年11月6日

岐阜市監査委員	大野一生
岐阜市監査委員	谷藤錦司
岐阜市監査委員	服部剛
岐阜市監査委員	森裕之

記

第1 監査の請求

1 請求人

岐阜市黒野471-1
別処雅樹

2 請求書の受付

平成29年9月8日

3 請求の要旨

請求人から提出された請求書の要旨及び事実を証する書面は次のとおりである。なお、請求の要旨及び求める措置については原文のまま記載した。

（請求の要旨及び求める措置）

岐阜市が中部電力株式会社（以下、中電）と契約した電力使用料金について監査請求をいたします。

岐阜市は平成29年1月30日付で市有施設148か所（岐阜競輪場、南庁舎およびハイツ桜木を除く）について、中電と三年間の新規割引契約を結びました。

新規割引契約締結までの経過は以下の通りであります。

平成29年1月12日（木）、中電から「長期契約」及び「複数契約割引契約」なる新規割引契約の提案を受けました。

翌1月13日（金）、岐阜市管財課が起案書を作成。

4日後の1月17日（火）には決裁されました。

この結果、1月30日（月）に中電と正式に契約書が交わされました。

中電への支払額が平成26年度および27年度では概ね約17億円であったことから類推するならば、3年間で約51億円もの巨額契約案件が中電提案からわずか5日後には決裁され、更に半月後には本契約が締結されるという超スピードで契約締結が行われたのです。

約51億円もの契約案件がこれほど短期間に決裁されたことは記憶にないと契約課職員は述べています。

起案書作成日から決裁日までの間、他部局との会議はただの一度も開かれていません。

また、起案書作成は1月13日金曜日であり、土日ははさんで決裁日の17日が火曜日であるからして、実質この提案内容について検討できたのは16日の月曜日一日のみと推察できます。

三年間で約51億円もの巨額な新規契約であるにもかかわらず、真剣に実質的な検討がなされたとは言い難いのであります。

またこの間、電力自由化の流れにもかかわらず、新規割引契約について他の電力会社はおろか、新電力事業者（以下、新電力）への聞き取り等比較検討は一切なされていません。

まさに中電との一社随意契約であります。

岐阜市は今回の中電からの新規割引契約について、「従来からのプランの変更」（資料1参照）を主張し、新たな契約案件にはあたらないとの立場を取っています。

しかし質問1への「回答」で当局も認めているように「このようなプランの変更については、具体的な法令に規定されているものではありませんが、許容されるものと判断しています」と根拠法令もなく恣意的な判断に基づくものであり、容認するわけにはいきません。

この件の具体事例としては、本庁舎では平成18年から契約継続割引（基本料金の2パーセント割引の適用を受ける）が創設され、中電とプランの変更としての契約更新がされていますが、平成18年から電力自由化が始まっており、すでにこの時点においても適正に競争入札が行われなければならなかったのです。

提案された新規割引契約である「長期契約」は「契約が成立した日から、この契約の適用開始の日以降3年目の日の属する月の末日まで」とこれまでの中電との需給契約にはない期限が設定された契約であり、同様に「複数契約割引契約」も「平成29年2月1日から平成30年1月31日まで」と期限を定めた割引契約であります。

明らかに期限の定めのないこれまでの電気需給契約とはまったく異なる新規の契約であります。

「随意契約」は地方自治施行令第167条の2第一項第一号の規則によって契約額の上限は決められています。岐阜市においては「岐阜市契約規則」第28条に規定されています。

電力料金は水道光熱費目に属し、前各号に掲げるもの以外のものに該当し、随意契約できる上限額は50万円とされています。その額以上は競争入札にかけねばなりません。51億円もの巨額な随意契約はこの規則を大幅に逸脱した規則違反であります。(資料2参照)

プランの変更であれ、契約内容の変更であれ、他に選択肢が存するならば、当然競争入札に付されるべき案件であります。

さて、今回中電からの新料金提案を見てみます。

先述しているように中電からの提案内容は新たな割引として①長期契約割引と②複数契約割引を設定しようとするものです。割引は①②に加え既存の割引の継続の三本です。

それらの割引率は中電によれば①1.3%、②2.0%および既存割引が0.8%とのことです。(資料3参照)

契約期間は①3年間、②1年間であります。ゆえに、既割引を除いた1年目の割引率は3.3%であるものの、2年目3年目は1.3%のみであります。

岐阜市がこれまで新電力と契約を交わした南庁舎と岐阜競輪場の二施設の割引率を見てみましょう。

【南庁舎】

平成25年11月1日～平成26年10月31日・・・10.71%

平成26年11月1日～平成27年10月31日・・・16.42%

平成27年11月1日～平成28年10月31日・・・22.38%

【岐阜競輪場】

平成26年1月1日～平成26年12月31日・・・9.28%

平成27年1月1日～平成27年12月31日・・・15.75%

平成28年1月1日～平成28年12月31日・・・29.70%

(資料4参照)

新電力の割引率は年を追うごとにましていることが分かります。中電の1.3%や2.0%などの割引率が、南庁舎や岐阜競輪場での新電力導入による割引率に比べていかに低いか一目瞭然です。

今回の中電提案に先立ち、岐阜市は市議会での質問をうけ、新電力を導入する場合を仮定して「入札による電力購入可能な施設の考え方」をまとめています。

その資料を元に中電提案を検討し、削減予想額を計算したところ、新電力削減予想額が2,911万4千円に対し、中電提案は7,298万4千円削減されるという結果を導き、中電との契約に至ったと説明します。

しかし「入札による電力購入可能な施設の考え方」は新電力各社に聞き取り調査等は一切行われておらず、一切の根拠なく岐阜市が一方的、独善的に決めつけた条件により作成された資料であります。なんら客観的な根拠を有する資料ではありません。

具体的に見てみましょう。

「2 対象となる施設」中のⅡ小売電力事業者が、入札に参加しようとする条件、は①契約電力300kw以上②毎月一定の電気使用量がある施設③負荷率が40%未満、とされていますが、他の自治体に聞き取り調査したところ、「新電力によって、負荷率の高い施設、低い施設など各社得意分野があり、負荷率の高い施設と低い施設を組みあわせて入札する手法もあります」とのことです。岐阜市が新電力の参入範囲を決めつける根拠は極めて乏しいのです。

また、「6 導入案」中の導入案②-1で示す災害時の安定的な電力供給を確保するため災害対策設置場所の本庁舎、各校区の避難場所となる小学校を除くに対しても、他の自治体への聞き取り調査によれば、「あたかも新電力では災害時に不安があるかのように主張するが、国と電力会社（中電含む）の間では最終保障供給約款が交わされ、災害時、電力会社は差別することなく電気を通さなければならないというセーフティーネットが築かれている。だから本庁舎も小学校も新電力と契約している」「新電力と契約しているが地元の電力会社とも対応方について綿密に打ち合わせをしている」「そんなことを心配しているのですか？」と岐阜市の対応に疑問を投げかける自治体もありました。

ちなみに、岐阜県本庁舎及び避難場所にもなっている県立高校（例えば加納高校）は新電力との契約であります。

このように「入札による電力購入可能な施設の考え方」は新電力会社の実態を把握せず、岐阜市の一方的な判断に基づく資料であることは明らかであります。

加えて、新電力への参入条件も日本ロジックの破たん問題を契機として経済産業省の認可基準は厳しくされ、リスク回避の策が講じられています。

岐阜市施設148カ所を中電と一社随意契約しなければならない理由はありません。

全国市民オンブズマン連絡会議2016年度調査によれば、10電力会社が参加した入札価格と入札における新電力の落札額を比較した場合、中核市では19.0%ほど安価であったと指摘しています。

繰り返しますが、中電割引率1年目3.3%、2年目3年目1.3%は現在岐阜市が新電力と契約している岐阜競輪場の29.7%、南庁舎の22.38%に比べ極めて低い割引率での契約と言わざるを得ないのです。

今回の中電との契約に関しては、巨額な契約案件にも関わらず新電力事業者への調査はおろか、契約に際して合い見積もりを取ることをすら一切行っていません。

ここに今回の巨額契約がまさに「中部電力との契約ありき」の実態を見るも

のです。

冒頭に記したように中電提案から決裁までわずか6日間で行われた異常な事案であります。

今回の中電との随意契約については地方自治法違反の契約であることを強く指摘するとともに、新電力との契約を履行すれば格段の割引額を得られると考えます。

中電との新契約が実施された平成29年3月分から6月分（西別館と明徳庁舎のみ5月分まで）までの総電力料金5億114万2,506円に競輪場の割引率29.70%を適用するならば1億4,883万9,324円の割引額になり、中電割引額2,004万5,700円との差額は1億2,879万3,624円にのぼるのです。市民に多大な損害を与えたといわざるを得ません。

よって、岐阜市長及び本契約時の担当責任者である行政部長は新電力と契約していたならば得られたであろう差額分1億2,879万3,624円を共同して岐阜市に返還することを求めます。

(添付書類)

本件に関する事実証明として、次の書類の写しが提出された。

- ① 管財課が中部電力と締結した割引に関する合意について（回答）
(資料1 行政部作成資料)
- ② 岐阜市契約規則抜粋 (資料2)
- ③ 高压電力施設の電力一括契約について (資料3 行政部作成資料)
- ④ 南庁舎、岐阜競輪場の入札実施による削減率等記載資料
(資料4 行政部作成資料)
- ⑤ 入札による電力購入可能な施設の考え方 (行政部作成資料)
- ⑥ 中部電力の割引提案について (行政部作成資料)
- ⑦ 部局ごとの平成29年3月から6月分施設電気料金記載資料
(請求人作成資料)
- ⑧ 電気需給追加契約書（長期契約）
- ⑨ 電気需給追加契約書（複数契約割引契約）

なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。

第2 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成29年9月13日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成29年9月22日に、請求人に対し

て新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人から新たな証拠の提出はなかった。請求人は、代理人による陳述を希望し、代理人選任承認申請書が提出された。

同申請書の内容を検討した結果、代理人による陳述を承認した。なお、請求人は陳述を欠席した。代理人は概ね次のような趣旨の陳述を行った。

- (1) これまでの中部電力との契約は、1年間契約であり、市が供給を断らない限り自然更新されるものである。しかし、今回の中部電力からの新たな提案は、長期契約と複数契約割引契約及び既存の割引で構成され、既存の契約とは異なり、長期契約は3年間、複数契約割引契約は1年間のしぼりのある契約である。明らかにこれまでの契約とは異なり、全く新しい契約である。
- (2) 中部電力と契約した割引契約の手法が、どの法令に基づいて契約したのかとの市民からの質問に対し、市は「このようなプランの変更については、具体的な法令に規定されているものではありませんが、許容されるものと判断しています。」と回答している。法律の裏付けもなく許容されるものと勝手に判断している。
- (3) 今回の契約は、競争入札に付していないだけでなく、他社との相見積もりも一切取ることなく、中部電力1社のみでの提案で契約しており、これは随意契約である。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約ができる上限額が定められているが、その額を超える契約であり、法律に抵触していると言わざるを得ない。
- (4) 本庁舎と小学校は災害時の対策本部や避難場所になるため、新電力では安定的な電気の供給に不安を持つとの理由で中部電力と契約を優先するとしている。しかし、他都市では本庁舎や小学校で新電力と契約をしている事例がある。市の対応は、自ら新電力の門戸を閉ざそうとする試みであり、今回の契約が中部電力ありきではないかとの疑念を抱かざるを得ない。
- (5) 入札による電力購入可能な施設の考え方によれば、新電力と契約できる施設は151施設のうち、わずか27施設に絞られている。本庁舎と小学校を入札対象に含めることにより、中部電力提案額よりも大幅に電力料金が減額される。
- (6) 入札による削減予想額を算出する際の割引率が低く見積もって計算されている。
- (7) 平成29年3月分から6月分までの間に、中部電力割引額 2,004 万 5,700 円と新電力から電力購入している競輪場の割引率 29.70% を適用して算出した割引額 1 億 4,883 万 9,324 円との差額 1 億 2,879 万 3,624 円の損害が発生し、市民に大きな損害を与えている。

2 監査対象事項

請求書及び代理人の陳述内容を検討した結果、中部電力との電気需給契約並びに同契約に追加された割引契約である長期契約及び複数契約割引契約（以下、二つの割引契約をあわせて「本件割引契約」といい、すべての契約をあわせて「本

件契約」という。)について、

- (1) 本件契約が随意契約に該当するか否か
- (2) 本件契約が随意契約に該当すると判断された場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2に違反しているか否か
- (3) 政令第167条の2に違反していると判断された場合、市に損害があるか否か
- (4) 市に損害があると判断された場合、市長及び職員に対する損害賠償の勧告をすべきか否か

を監査対象とした。

3 監査対象部局 行政部

4 監査対象部局の陳述

監査の一環として、平成29年9月29日に監査対象部局の職員から陳述を聴取したところ、概ね次のような説明があった。

- (1) 本件契約は、新たに相手方を決め、新規に契約を締結し直すものではなく、主契約（電気需給契約）の料金プランを変更するものであるため、法第234条第1項に規定する随意契約ではないと考える。
- (2) 本件契約は、電気需給契約の契約内容である割引率を変更することについての合意をするものであって、相手方を新たに選定し、新規に契約を締結し直すものではないため、競争入札を行わなかった。
- (3) 長期契約の3年間という期間は、主契約（電気需給契約）の料金プランに大きい割引率を適用するための条件に過ぎず、主契約（電気需給契約）自体を取り消し、新規に契約し直す内容ではない。
- (4) 入札による電力購入の検討に当たっては、既に入札を実施している施設で過去に見積もりの提出や応札のあった新電力会社3社に聞き取り調査を行い、その調査をもとに新電力会社が入札に参加しようとする条件の整理を行った。
新電力会社への聞き取り調査の結果、施設の条件により、そもそも入札への参加が期待できない施設があることが判明した(※1)。また、入札に参加が期待できる施設でも、施設の条件は様々であるため、必ずしも競輪場のような高い割引率が期待できるとは限らないことが明らかとなった。
- (5) 上記に加え、さらにリスク分析を行い(※2)、大規模災害時において、安定的に電力を確保しなければならない施設である災害拠点施設としての本庁舎や小学校を入札の対象から除き、残った27施設において入札を実施し、その他の施設については、引き続き中部電力からの電力供給を受けるという方針を決定した。
- (6) 入札した場合の削減見込額については、多種多様な施設に適用するのに合理

的であるとの判断から、今までに市が試行的に入札を実施してきた南庁舎と競輪場の入札実績をもとに、契約電力1kWあたりの削減額を5,300円と設定し、対象施設の契約電力に5,300円を掛け、算出した。

- (7) 請求の要旨において、請求人は「既割引を除いた1年目の割引率は3.3%であるものの、2年目3年目は1.3%のみ」と指摘しているが、契約期間が1年である複数契約割引（割引率2.0%）についても2年目以降も更新して割引が適用される。
- (8) 上記(4)から(7)の検討結果に基づき、入札を実施した場合の試算に基づく電気料金削減額と、本件契約による148施設に対する電気料金削減額を比較した。その結果、本件契約を締結した方が、電気料金削減額が大きく、市にとって大変有利なものとなっている。
- (9) 本件契約は、市の裁量の範疇において、処理されたものであり（※3）、また上記(8)のとおり、市に経済的な損害はないものとする。
- (10) 行政部の入札条件に関する検討内容は、以下のとおりである。

※1 新電力会社が入札に参加しようとする施設の条件

- ①契約電力300kW以上
- ②毎月一定の電気使用量がある施設
- ③負荷率が40%未満

※2 新電力会社から電力供給を受ける場合に想定したリスク

- ①新電力会社の倒産
- ②通常停電時の復旧
- ③大規模災害時の復旧
- ④新電力会社より中部電力の電気料金が安くなること

以上4点についての分析内容は以下のとおり

①新電力会社の倒産

新電力会社が倒産し、電力供給が不可能となった場合、最終保障供給約款の適用によって、新電力会社に代わり中部電力が供給を行うため、電力供給が途絶えることはない。

しかし、市南庁舎の電力供給を行っていた新電力会社が平成28年に倒産した際、あらためて入札を行う必要があったこと、また入札者が決定して電力供給を受けるまでの間、割高な電気料金を支払うこととなった。

したがって、新電力会社の倒産によりリスクが生じるものと判断している。

②通常停電時の復旧

新電力会社の発電所トラブルによる停電は、中部電力から電力供給が受けられ、送電網トラブルによる停電は、すべて中部電力が復旧作業を行うため、大きなリスクは生じないものと判断している。

③大規模災害時の復旧

大規模災害時は、復旧までに要する時間を取り分け重要となる。

この場合、新電力会社から電力購入を行う場合、施設の電気設備等を含めた優先的な復旧を期待できるかについて、確証が持てない。

行政部において、実際に被災した自治体に問い合わせ確認したところ、新電力会社から電力供給を受けている施設については、復旧までにおよそ半日要したとの回答があった。

災害時の避難場所となる小学校は、避難者の居住場所となるため、照明や空調設備を稼働させるため、電力が必要であり、避難場所で復旧までに半日要することはリスクがあると判断している。

また、大規模災害時に施設内の電気設備に原因がある場合の復旧について、新電力会社がどこまで対応可能であるかについては不明であるため、そのこともリスクがあると判断している。

④新電力会社より中部電力の電気料金が安くなること

1年ごとに入札を実施すれば、その時点で一番安価な業者が選択されることになるので、料金の逆転が生じることがリスクであるとは判断していない。

※3 意見陳述で追加説明がなされたリスク

入札不調によるリスク

入札が不調に終われば、当該施設は、結果的に割高な契約を締結することになる。入札が不調となった事例は他都市で実際に生じており、当然、市でも起こり得ることである。この点も判断の際の考慮事由の一つとなっている。

第4 監査の結果

1 事実関係の認定

請求の要旨及び添付書類、関係職員の陳述、行政部の決裁文書等から、次のような事実が認められる。

(1) 入札による電力購入可能な施設の考え方

行政部では、岐阜市議会での質問を受け、平成28年12月に「入札による電力購入可能な施設の考え方」をとりまとめ、市長に報告した。

その内容は、次のとおりである。

ア 入札対象とする条件等

(ア) 小売電力事業者が入札に参加しようとする条件

- ①契約電力300kW以上
- ②毎月一定の電気使用量がある施設
- ③負荷率が40%未満

(イ) 新電力会社導入で想定されるリスク

- ①新電力会社の倒産

- ②通常停電の復旧
- ③大規模災害時の復旧
- ④新電力会社より中部電力の電気料金が安くなる

イ 入札対象施設

アにより、入札対象とする施設を抽出した結果、災害時の安定的な電力供給を確保するため、災害対策本部設置場所の本庁舎、各校区の避難場所となる小学校を除く 27 施設を入札対象施設とした。

ウ 入札による削減予想額

年額 29,114 千円

(2) 中部電力からの提案

平成 29 年 1 月 12 日に中部電力から次のような割引提案を受けた。

ア 対象施設 直営の高圧施設 152 施設（指定管理者施設は対象外）

イ 提案内容 対象施設を一括して 3 年間契約することで新たな 2 種類の割引（①長期契約割引：基本料金 5% 割引、②複数契約割引：契約電力 1 kW につき毎月 100 円割引）を適用

ウ 適用方法 各施設の既存の電気需給契約を主契約とし、今回の提案内容を付帯条項として適用

エ 割引額 ① 長期契約割引により年間 23,748 千円

② 複数契約割引により年間 35,937 千円

既存割引 13,299 千円と併せた割引合計額は年間 72,984 千円

(3) 本件割引契約にかかる決裁について

平成 29 年 1 月 13 日起案の決裁では、中部電力の提案による 152 施設の年間削減予想額 72,984 千円と、「入札による電力購入可能な施設の考え方」に基づいて 27 施設で入札を実施した場合による削減予想額 29,114 千円を比較し、中部電力の提案による方が電気料金の削減効果が高く、有益であるとし、市が直営する高圧施設 152 施設について、一括して本件割引契約を締結することについて、平成 29 年 1 月 17 日に理事兼行政部長の決裁を受けている。

(4) 本件割引契約の締結について

本件割引契約は、平成 29 年 1 月 30 日に市が直営する 149 施設について締結された。

中部電力提案の 152 施設には、新電力会社から電力供給を受けていた南庁舎と岐阜競輪場、低圧施設に切り替え予定である岐阜市役所産業廃棄物特別対策課水処理設備の 3 施設が含まれていたため、それらを除外し、149 施設を対象とした。

なお、ハイツ桜木については、市が支払いを行っていないため、平成 29 年 7 月に中部電力と覚書を締結し、契約対象施設から除外されている。

2 監査委員の判断

(1) 本件契約が随意契約に該当するか否かについて

ア 法第234条第1項は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定する。

ここで、「売買、貸借、請負その他の契約」とは、地方公共団体が私人と締結する私法上の契約をいうとされており、私法上の契約であれば、地方公共団体が行うすべての契約が「売買、貸借、請負その他の契約」に該当すると解される。

電力の供給を受ける契約は、電力会社との間で締結する私法上の契約であり、売買、賃貸、請負には該当しない契約である。

したがって、地方公共団体が、電力会社との間で締結する電気需給契約は、法第234条第1項に定める「その他の契約」に該当し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約のいずれかの方法により締結することになる。

イ 中部電力との電気需給契約は、一般競争入札及び指名競争入札の方法によって契約が締結されていない。

この点に関して、行政部は、電気需給契約には、自動更新条項が存し、自動更新していることから長期継続契約に該当すること、また、本件割引契約は料金プランの変更に過ぎないとして、随意契約に該当しない旨主張している。

しかしながら、この主張はとることができない。

まず、法第234条の3は、長期継続契約について定めているが、この規定は、電気の供給等に関して翌年度以降にわたる契約を締結することができることを定めているにすぎず契約の方法を定めているものではない。

次に、本件割引契約は、主たる契約である電気需給契約の主要な要素である電気料金に関して変更を加えるものである。そして、本件割引契約は、主たる電気需給契約が継続されることで効力を生じるのであるから、更新される電気需給契約の契約がいかなる方法で契約されるかを判断することが必要となる。

なお、請求人は、本件割引契約のみを取り上げて違法と主張しているが、上記のとおり、本件割引契約と中部電力との主たる電気需給契約は、一体として判断すべきものであるので、監査委員は、本件契約について判断するものとする。

そこで本件契約について判断すると、一般競争入札及び指名競争入札の方法によって契約を締結していないことは明らかであるので、随意契約に基づくものと判断することが妥当である。

- (2) 本件契約の締結が政令第167条の2に違反しているか否かについて
 ア 法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、政令第167条の2第1項で次のように規定されている。

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3)・(4) 略
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

別表第5 (第167条の2関係)

1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	130万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円
	市町村	80万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円
	市町村	40万円
4 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円
	市町村	30万円
5 物件の貸付け		30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村	50万円

イ 本件契約について

(ア) 従前までの状況について

電力の小売自由化が始まる以前は、この地域では中部電力しか電気を供給していなかったため、政令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約により中部電力と電気需給契約が締結されていたものと判断される。

しかしながら、電力の小売自由化により、中部電力以外の電力会社による電気の供給が可能となったことから、法第234条の趣旨に基づき、従前同様の契約を締結することについて検討を必要とするとして解される。

これまでの電力の小売自由化の経過は、概ね次のとおりとなっている。

平成12年3月、まず、「特別高圧」区分の大規模工場やデパート、オフィスビルを対象にはじまった。その後、平成16年4月・平成17年4月には対象が「高圧」区分の中小規模工場や中小ビルへと拡大され、平成28年4月からは全面自由化され、「低圧」区分の家庭や商店などでも電力会社を自由に選べるようになった。

以上のとおり、電力の小売自由化が進んだ結果、市が契約する電力の供給に関する契約についても、新たな電力会社を含めて入札の方法をとることが可能となった。

もっとも、新電力会社は、電力の供給体制その他の点において従前の電力会社と同様の実績が存しないことから、入札の条件等を検討する必要性があることは言うまでもないところである。

現に市においても、入札条件等を検討するために試行的にいくつかの施設に関して電力の入札を実施している。

(イ) 政令第167条の2第6号の規定について

前述のとおり、電力の自由化により入札の可能性が生じたとしても、いかなる施設が入札対象となるかは別途判断を要するところであり、政令第167条の2第6号は、入札に付することが不利と判断される場合には、随意契約によることを認めている。

この第6号の判断については、次にあげる裁判例がある。

「同項6号（政令第167条の2第1項第6号）は随意契約の方法によることができる場合として、「競争入札に付することが不利と認められるとき」を掲げているが、これに該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法及び施行令の趣旨を勘案しつつ、具体的な個々の契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を踏まえ、競争入札・随意契約の各方法によった場合の利害得失を比較対象する必要があるから、その判断は当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量にゆだねられているものと解するのが相当である。」（大阪地方裁判所平成21年1月29日判決）

したがって、上記裁判例に照らして、本件契約に関する行政部の判断について検討を行う。

(ウ) 入札対象施設に関する行政部の判断について

行政部の説明は、まとめて中部電力と契約する方が経済的に有利であり、これに対して部分的に競争入札を行うと経済的に不利になるというもので、政令第167条の2第1項第6号に該当する旨を実質的に主張しているものと判断される。

そこで、上記裁判例の趣旨に照らして、行政部の行った判断が合理的な裁量の範囲かどうかについて検討する。

行政部は、平成28年12月に「入札による電力購入可能な施設の考え方」をとりまとめている。

行政部は、とりまとめに際し、既に入札を実施している施設で過去に見積もりの提出や応札のあった新電力会社3社に聞き取り調査を実施し、新電力会社が入札に参加しようとする条件を整理している。

この条件の整理は、現に入札に参加した複数の新電力会社を対象として調査を実施し、複数の新電力会社が入札に参加できる条件を設定している事実が認められることから一定の合理性が認められる。

次に、行政部は、新電力会社から電力供給を受けることとなった場合に想定されるリスクについて分析を行っている。

行政部のリスク分析について検討した結果、リスクとして最も考えられるのは、大規模災害時の復旧リスクであり、新電力会社の対応能力について不安を払しょくできるような資料を得られなかったことが明らかとなった。

また、入札が不調となった場合及び入札業者が倒産した場合におけるコスト増のリスクについても存することが認められた。

以上の結果、行政部がとりまとめた「入札による電力購入可能な施設の考え方について」は、一定の合理性が認められ裁量の範囲であると思料する。

(エ) 電気料金に関する行政部の判断について

中部電力の提案は、直営の高圧施設152施設について、年間削減予想額72,984千円と算定したものであった。

これに対して、行政部では、「入札による電力購入可能な施設の考え方」に基づいて入札を実施した場合による削減予想額を29,114千円と算定し、これと中部電力の提案とを比較した。

その結果、行政部は、中部電力の提案に基づき契約を行った場合の方が入札を実施した場合よりも電気料金の削減効果が高く、有益と判断したものである。

そこで、この点について検討する。

- a 行政部による中部電力提案に基づく削減額の試算について（別紙1参照）

中部電力の提案は、平成27年度使用実績を基に152施設を対象とするものであったが、152施設の中には、すでに入札を行い、新電力会社から電力供給を受けていた南庁舎と岐阜競輪場、低圧施設に切り替え予定である岐阜市役所産業廃棄物特別対策課水処理設備及び市が支払いを行っていないハイツ桜木の4施設が含まれていた。

そこで、行政部において、それらを除き148施設で試算を行っている。

その結果、中部電力の提案による削減予想額を年額56,443千円としている。

- b 行政部による入札時の削減額の試算について（別紙1参照）

行政部は、「入札による電力購入可能な施設の考え方」に基づいて、27施設で入札を実施した場合の削減予想額を算定している。なお、削減予想額は、今までに市が入札を実施してきた岐阜競輪場の実績をもとに算出しており、その算出方法は次のとおりである。

- ① 平成27年1月1日から平成27年12月31日までの岐阜競輪場における新電力会社への実際の電気料金支払額
34,016,269円
- ② ①と同じ期間の実際の電気使用量から中部電力と契約していた場合の想定電気料金支払額40,375,718円を算出
- ③ 新電力会社と電気需給契約を締結したことによる電気料金削減額6,359,449円（②－①）
- ④ 電気料金削減額6,359,449円を岐阜競輪場の契約電力1,200kWで除して、1年間の契約電力1kWあたりの削減単価5,300円を算出
- ⑤ 27施設の契約電力に削減単価5,300円を乗じて、27施設の電気料金削減額を算出

その結果、27施設の入札による削減予想額を年額29,114千円としている。

- c 監査委員による入札時の削減額の試算について（別紙2参照）

行政部の試算は、b④のように契約電力1kWあたりの削減単価を用いているが、電気料金は中部電力、新電力会社とも次のように契約電力にかかる基本料金単価と使用電力量にかかる電力量料金単価により算出されている。

$$\begin{aligned} \text{電気料金} &= \text{基本料金} + \text{電力量料金} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \\ \text{基本料金} &= \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times \text{力率割引・割増} \\ \text{電力量料金} &= \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費調整額} \end{aligned}$$

(再生可能エネルギー発電促進賦課金と燃料費調整額は、各電力会社同じである。)

そこで、監査委員においても、27施設で入札を実施した場合の削減予想額を次の方法で試算した。

- ① 27施設の契約電力と使用電力量は、平成27年度の実績を使用
- ② 試算に用いる基本料金単価と電力量料金単価は、現に入札を実施し中部電力と比較して最も高い割引率であった平成28年1月1日から平成28年12月31日までの岐阜競輪場が新電力会社と契約していた際の基本料金単価と区分ごとに設定された電力量料金単価を使用。なお、区分は次のとおりである。
 夏季平日（7～9月の平日）
 その他季平日（夏季平日以外の平日）
 休日（土曜日、日曜日、祝日及び1/2、1/3、4/30、5/1、5/2、12/30、12/31）
- ③ 力率割引・割増は、施設の使用電力により変化するため中部電力の実績値を使用
- ④ ①の契約電力に、②の基本料金単価と力率割増・割引率を乗じて1か月分の想定基本料金を算出
- ⑤ ①の各月の使用電力量に、その月に応じた区分の②の電力量料金単価を乗じ、燃料費調整額を加えて1か月分の想定電力量料金を算出。なお、ぎふメディアコスモスと斎苑については休日も開設しており、休日に該当する日数が年間の約3分の1となるため、1か月の使用電力量の3分の1に休日の電力量料金単価を乗じ、3分の2には月に応じた電力量料金単価を乗じて算出
- ⑥ 想定基本料金に、想定電力量料金と再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて各月の想定電気料金を算出し、これを合計して年間の想定電気料金を算出
- ⑦ ⑥の方法で算出した27施設の想定電気料金と平成27年度に中部電力に支払った電気料金とを比較して、電気料金削減予想額を算出

その結果、27施設の削減予想額は年額41,035千円となった。

d 電気料金の削減額の比較結果について

監査委員が試算した削減予想額は、行政部が試算したものより高くなつたが、それでも本件契約を締結した方が、電気料金の削減効果が高いと判断される。

以上の結果、行政部が中部電力の提案に基づき契約を行った場合の方が入札を実施した場合よりも電気料金の削減効果が高く、有益と判断したことは相当であると思料する。

3 結 論

以上のとおり、本件契約の締結は、合理的な裁量の範囲内にあると認められ、政令第167条の2に違反していないと解する。よって、本件請求を棄却する。

4 意 見

市の施設は多数にのぼり、施設の電気料金の支出額は大きなものである。今後も電力の購入方法について検討を行い、安心かつ経済的な市政運営を図りたい。

電気料金削減額の比較

施設名	新電力が入札参加しようとする条件の適否	市が入札対象と考える施設の適否		入札に対する総合判断(適否)	入札を実施した場合の削減額予想			中電の提案を採用した場合の削減額予想				
		適否	理由 ①契約電力300kw未満 ②負荷率40%以上 ③その他		適否	理由 ①大規模災害時の復旧に対する安心確保	H27年度年間支払額(千円)	入札の方針を決めた27施設で入札を実施した場合の支払予想額(千円) H27支払実績から予想した額	入札による削減予想額(千円)	H27年度年間支払額(千円)	中電の提案を採用した場合の支払予想額(千円) H27支払実績から予想した額	中電提案による削減予想額(千円)
行政部	本庁舎	適		否	①	否	36,619	36,619	0	36,619	35,091	1,528
	明德庁舎	否	①	適		否	962	962	0	962	903	59
	西別館	否	①	適		否	794	794	0	794	733	61
商工観光部	創業支援ルーム	否	①	適		否	671	671	0	671	639	32
農林部	エコプラント棟	否	①	適		否	4,121	4,121	0	4,121	4,020	101
	食肉地方卸売市場	適		適		否	36,351	33,171	3,180	36,351	35,051	1,300
	中央卸売市場	否	②	適		否	111,047	111,047	0	111,047	107,948	3,099
市民生活部	柳津地域事務所	否	①	適		否	5,825	5,825	0	5,825	5,532	293
福祉部	第二恵光	否	①	適		否	7,351	7,351	0	7,351	7,122	229
子ども未来部	京町保育所	否	①	適		否	3,361	3,361	0	3,361	3,138	223
	子ども・若者支援センター	否	①	適		否	3,359	3,359	0	3,359	3,209	150
	佐波保育所	否	①	適		否	1,409	1,409	0	1,409	1,314	95
	鷺山保育所	否	①	適		否	1,430	1,430	0	1,430	1,371	59
	市橋保育所	否	①	適		否	2,274	2,274	0	2,274	2,132	142
健康部	北市民健康センター	否	①	適		否	5,952	5,952	0	5,952	5,568	384
	南市民健康センター	否	①	適		否	3,636	3,636	0	3,636	3,484	152
市民病院	市民病院	否	②	適		否	185,549	185,549	0	185,549	183,057	2,492
自然生活部	斎苑	適		適		否	18,827	17,206	1,621	18,827	18,138	689
環境事業部	掛洞プラント	否	②	適		否	30,050	30,050	0	30,050	29,320	730
	寺田プラント	否	①	適		否	5,789	5,789	0	5,789	5,607	182
	リサイクルセンター	否	①	適		否	8,073	8,073	0	8,073	7,633	440
	大杉一般廃棄物最終処分場	否	①	適		否	3,520	3,520	0	3,520	3,334	186
	奥理立跡地	否	①、②	適		否	1,165	1,165	0	1,165	1,134	31
	東部クリーンセンター	否	③※1	適		否	42,384	42,384	0	42,384	39,229	3,155
	北野阿原一般廃棄物最終処分場	否	①、②	適		否	4,501	4,501	0	4,501	4,418	83
	木田環境事務所	否	①	適		否	3,188	3,188	0	3,188	3,056	132
都市防災部	防災無線中継局	否	①、②	適		否	248	248	0	248	242	6
消防本部	北消防署	否	①	適		否	2,375	2,375	0	2,375	2,302	73
	消防本部	否	①、②	適		否	10,160	10,160	0	10,160	9,907	253
	瑞穂消防署	否	①、②	適		否	1,948	1,948	0	1,948	1,897	51
	東南分署	否	①	適		否	1,633	1,633	0	1,633	1,562	71
	西分署	否	①	適		否	1,387	1,387	0	1,387	1,330	57
都市建設部	岐阜駅南口駅前広場	否	①	適		否	1,846	1,846	0	1,846	1,778	68
	岐阜駅北口駅前広場	否	①、②	適		否	9,011	9,011	0	9,011	8,755	256
基盤整備部	雄総排水ポンプ場	否	①	適		否	878	878	0	878	844	34
	長良川防災・健康ステーション	否	①、③※2	適		否	741※3	741※3	0	741※3	650※3	91
上下水道事業部	下川手水源池	否	①、②	適		否	13,419	13,419	0	13,419	13,092	327
	芥見野村水源池	否	①、②	適		否	23,927	23,927	0	23,927	23,463	464
	若芥見加圧施設	否	①、②	適		否	7,394	7,394	0	7,394	7,175	219
	岩野田水源池	否	②	適		否	27,147	27,147	0	27,147	26,341	806
	黒野第1加圧施設	否	①、②	適		否	4,070	4,070	0	4,070	3,851	219
	黒野第1北水源池	否	①	適		否	5,267	5,267	0	5,267	5,148	119
	佐波水源池	否	①	適		否	3,444	3,444	0	3,444	3,310	134
	三輪第1水源池	否	①、②	適		否	12,880	12,880	0	12,880	12,584	296
	三輪第2水源池	否	①、②	適		否	7,778	7,778	0	7,778	7,637	141
	市橋水源池	否	①、②	適		否	15,668	15,668	0	15,668	15,280	408
	上芥見第1水源池	否	①	適		否	862	862	0	862	799	63
	日野第1水源池	否	①、②	適		否	5,928	5,928	0	5,928	5,774	154
	粕森加圧施設	否	①、②	適		否	2,822	2,822	0	2,822	2,764	58
	北西部プラント	否	②	適		否	37,986	37,986	0	37,986	37,132	854
	本荘水源池	否	①、②	適		否	21,737	21,737	0	21,737	21,213	524
	芥見加圧施設	否	①、②	適		否	2,517	2,517	0	2,517	2,439	78
	北部プラント	否	②	適		否	118,908	118,908	0	118,908	116,416	2,492
	鏡岩水源池	否	②	適		否	54,443	54,443	0	54,443	53,100	1,343
	中部プラント	否	②	適		否	59,800	59,800	0	59,800	58,500	1,300
	南部プラント	否	②	適		否	128,030	128,030	0	128,030	125,430	2,600
	雄総水源池	否	②	適		否	47,698	47,698	0	47,698	46,398	1,300
	須賀ポンプ場	否	①	適		否	2,246	2,246	0	2,246	2,147	99
	西郷第2水源池	否	①、②	適		否	14,165	14,165	0	14,165	13,920	245
	木田水源池	否	①、②	適		否	10,791	10,791	0	10,791	10,488	303
	柳津水源池	否	①、②	適		否	7,978	7,978	0	7,978	7,754	224
市民参画部	ぎふメディアコスモス	適		適		否	21,078	18,667	2,411	21,078	20,112	966
薬科大学	三田洞キャンパス	適		適		否	30,555	27,640	2,915	30,555	29,494	1,061
	本部学舎	否	②	適		否	44,847	44,847	0	44,847	43,786	1,061
女子短大	短大	否	①	適		否	13,190	13,190	0	13,190	12,663	527
教育委員会	もえぎの里	否	①	適		否	4,902	4,902	0	4,902	4,730	172
	柳津運動場	否	①	適		否	1,689	1,689	0	1,689	1,485	204
	歴史博物館	否	②	適		否	23,308	23,308	0	23,308	22,623	685
	科学館	否	①	適		否	8,117	8,117	0	8,117	7,699	418
	芥見公民館	否	①	適		否	1,417	1,417	0	1,417	1,312	105
	中央中学校 給食共同調理場	否	①	適		否	1,572	1,572	0	1,572	1,240	332
	三里公民館	否	①	適		否	1,300	1,300	0	1,300	1,226	74
	教育研究所	否	①	適		否	5,164	5,164	0	5,164	4,994	170
	小学校47校	適		適	①	否	199,167	199,167	0	199,167	188,028	11,139
	中学校21校(除:境川中学)	適		適		否	112,936	98,136	14,800	112,936	107,259	5,677
	境川中学校	適		適		否	10,552	8,718	1,834	10,552	9,852	700
	特別支援学校	適		適		否	13,855	11,502	2,353	13,855	13,238	617
	加納幼稚園	否	①	適		否	1,816	1,816	0	1,816	1,646	170
	岐阜商業高等学校	否	①	適		否	7,070	7,070	0	7,070	6,675	395
	市岐商セミナーハウス	否	①	適		否	784	784	0	784	733	51
	岐阜東幼稚園	否	①	適		否	1,378	1,378	0	1,378	1,280	98
	旧岐阜養護学校	否	①	適		否	1,107	1,107	0	1,107	1,043	64
	合計						※4 1,700,403	※4 1,671,289	29,114	※4 1,700,403	※4 1,644,051	56,443

※1 東部クリーンセンターは平時は自家発電により電力をまかなっていて、工事で発電できない期間だけ電力購入しており、毎月一定の電気使用量がないため新電力の入札参加条件を満たさない。
 ※2 長良川防災・健康ステーションは平成28年4月から供用開始した施設であり、入札に際して提示する必要がある過去(1年)の電力使用量実績がない。
 ※3 平成27年度の実績がないため、契約電力に基づく年間予定基本料金額を代行
 ※4 この試算では、平成27年度に電気使用実績がない長良川防災・健康ステーションの電気料金を推定して試算を行っているため、合計には、長良川防災健康ステーションの代行値が含まれていない。

電気料金削減額の比較

別紙2

施設名	新電力が入札参加しようとする条件の適否		市が入札対象と考える施設の適否		入札に対する総合判断(適否)	入札を実施した場合の削減額予想(監査委員試算)			中電の提案を採用した場合の削減額予想			
	適否別	否の場合の理由 ①契約電力300kw未満 ②負荷率40%以上 ③その他	適否別	否の場合の理由 ①大規模災害時の復旧に対する安心確保		H27年度年間支払額(千円)	一番削減率が高い競輪場28年で置き換えた場合の支払予想額(千円)	一番削減率が高い競輪場28年で置き換えた場合の削減予想額(千円)	H27年度年間支払額(千円)	中電の提案を採用した場合の支払予想額(千円) H27支払実績から予想した額	中電提案による削減予想額(千円)	
行政部	本庁舎	適	否	①	否	36,619	36,619	0	36,619	35,091	1,528	
	明徳庁舎	否	①	適	否	962	962	0	962	903	59	
	西別館	否	①	適	否	794	794	0	794	733	61	
職工観光部	創業支援ルーム	否	①	適	否	671	671	0	671	639	32	
農林部	エコプラント構	否	①	適	否	4,121	4,121	0	4,121	4,020	101	
	食肉地方卸売市場	適	適	適	適	36,351	33,931	2,420	36,351	35,051	1,300	
	中央卸売市場	否	②	適	否	111,047	111,047	0	111,047	107,948	3,099	
市民生活部	柳津地域事務所	否	①	適	否	5,825	5,825	0	5,825	5,532	293	
福祉部	第二恵光	否	①	適	否	7,351	7,351	0	7,351	7,122	229	
子ども未来部	京町保育所	否	①	適	否	3,361	3,361	0	3,361	3,138	223	
	子ども・若者支援センター	否	①	適	否	3,359	3,359	0	3,359	3,209	150	
	佐波保育所	否	①	適	否	1,409	1,409	0	1,409	1,314	95	
	鷺山保育所	否	①	適	否	1,430	1,430	0	1,430	1,371	59	
	市橋保育所	否	①	適	否	2,274	2,274	0	2,274	2,132	142	
健康部	北市民健康センター	否	①	適	否	5,952	5,952	0	5,952	5,568	384	
	南市民健康センター	否	①	適	否	3,636	3,636	0	3,636	3,484	152	
市民病院	市民病院	否	②	適	否	185,549	185,549	0	185,549	183,057	2,492	
自然共生部	斎苑	適	適	適	適	18,827	15,979	2,848	18,827	18,138	689	
環境事業部	掛洞プラント	否	②	適	否	30,050	30,050	0	30,050	29,220	730	
	寺田プラント	否	①	適	否	5,789	5,789	0	5,789	5,607	182	
	リサイクルセンター	否	①	適	否	8,073	8,073	0	8,073	7,633	440	
	大杉一般廃棄物最終処分場	否	①	適	否	3,520	3,520	0	3,520	3,334	186	
	奥理立跡地	否	①、②	適	否	1,165	1,165	0	1,165	1,134	31	
	東部クリーンセンター	否	③※1	適	否	42,384	42,384	0	42,384	39,229	3,155	
都市防犯部	北野阿原一般廃棄物最終処分場	否	①、②	適	否	4,501	4,501	0	4,501	4,418	83	
	木田環境事務所	否	①	適	否	3,188	3,188	0	3,188	3,056	132	
	防災無線中継局	否	①、②	適	否	248	248	0	248	242	6	
	北消防署	否	①	適	否	2,375	2,375	0	2,375	2,302	73	
消防本部	消防本部	否	①、②	適	否	10,160	10,160	0	10,160	9,907	253	
	瑞穂消防署	否	①、②	適	否	1,948	1,948	0	1,948	1,897	51	
	東南分署	否	①	適	否	1,633	1,633	0	1,633	1,562	71	
	西分署	否	①	適	否	1,387	1,387	0	1,387	1,330	57	
都市建設部	岐阜駅南口駅前広場	否	①	適	否	1,846	1,846	0	1,846	1,778	68	
	岐阜駅北口駅前広場	否	①、②	適	否	9,011	9,011	0	9,011	8,755	256	
基盤整備部	雄総排水ポンプ場	否	①	適	否	878	878	0	878	844	34	
	長良川防災・健康ステーション	否	①、③※2	適	否	741※3	741※3	0	741※3	650※3	91	
上下水道事業部	下川手水源池	否	①、②	適	否	13,419	13,419	0	13,419	13,092	327	
	芥見野村水源池	否	①、②	適	否	23,927	23,927	0	23,927	23,463	464	
	岩芥見加圧施設	否	①、②	適	否	7,394	7,394	0	7,394	7,175	219	
	岩野田水源池	否	②	適	否	27,147	27,147	0	27,147	26,341	806	
	黒野第1加圧施設	否	①、②	適	否	4,070	4,070	0	4,070	3,851	219	
	黒野第1北水源池	否	①	適	否	5,267	5,267	0	5,267	5,148	119	
	佐波水源池	否	①	適	否	3,444	3,444	0	3,444	3,310	134	
	三輪第1水源池	否	①、②	適	否	12,880	12,880	0	12,880	12,584	296	
	三輪第2水源池	否	①、②	適	否	7,778	7,778	0	7,778	7,637	141	
	市橋水源池	否	①、②	適	否	15,668	15,668	0	15,668	15,260	408	
	上芥見第1水源池	否	①	適	否	862	862	0	862	799	63	
	日野第1水源池	否	①、②	適	否	5,928	5,928	0	5,928	5,774	154	
	稲森加圧施設	否	①、②	適	否	2,822	2,822	0	2,822	2,764	58	
	北西部プラント	否	②	適	否	37,986	37,986	0	37,986	37,132	854	
	本荘水源池	否	①、②	適	否	21,737	21,737	0	21,737	21,213	524	
	芥見加圧施設	否	①、②	適	否	2,517	2,517	0	2,517	2,439	78	
	北部プラント	否	②	適	否	118,908	118,908	0	118,908	116,416	2,492	
	鏡岩水源池	否	②	適	否	54,443	54,443	0	54,443	53,100	1,343	
	中部プラント	否	②	適	否	59,800	59,800	0	59,800	58,500	1,300	
	南部プラント	否	②	適	否	128,030	128,030	0	128,030	125,430	2,600	
	雄総水源池	否	②	適	否	47,698	47,698	0	47,698	46,398	1,300	
	須賀ポンプ場	否	①	適	否	2,246	2,246	0	2,246	2,147	99	
	西郷第2水源池	否	①、②	適	否	14,165	14,165	0	14,165	13,920	245	
	木田水源池	否	①、②	適	否	10,791	10,791	0	10,791	10,488	303	
	柳津水源池	否	①、②	適	否	7,978	7,978	0	7,978	7,754	224	
	市民参画部	ぎふメディアコスモス	適	適	適	適	21,078	16,973	4,105	21,078	20,112	966
	薬科大学	三田洞キャンパス	適	適	適	適	30,555	26,886	3,669	30,555	29,494	1,061
女子短大	本部学舎	否	②	適	否	44,847	44,847	0	44,847	43,786	1,061	
	短大	否	①	適	否	13,190	13,190	0	13,190	12,663	527	
教育委員会	もえぎの里	否	①	適	否	4,902	4,902	0	4,902	4,730	172	
	柳津運動場	否	①	適	否	1,689	1,689	0	1,689	1,485	204	
	歴史博物館	否	②	適	否	23,308	23,308	0	23,308	22,623	685	
	科学館	否	①	適	否	8,117	8,117	0	8,117	7,699	418	
	芥見公民館	否	①	適	否	1,417	1,417	0	1,417	1,312	105	
	中央中学校 給食共同調理場	否	①	適	否	1,572	1,572	0	1,572	1,240	332	
	三里公民館	否	①	適	否	1,300	1,300	0	1,300	1,226	74	
	教育研究所	否	①	適	否	5,164	5,164	0	5,164	4,994	170	
	小学校47校	適	適	否	①	否	199,167	199,167	0	199,167	188,028	11,139
	中学校21校(除:境川中学)	適	適	適	適	112,936	90,424	22,512	112,936	107,259	5,677	
	境川中学校	適	適	適	適	10,552	7,606	2,946	10,552	9,852	700	
	特別支援学校	適	適	適	適	13,855	11,320	2,535	13,855	13,238	617	
	加納幼稚園	否	①	適	否	1,816	1,816	0	1,816	1,646	170	
	岐阜商業高等学校	否	①	適	否	7,070	7,070	0	7,070	6,675	395	
	市岐商セミナーハウス	否	①	適	否	784	784	0	784	733	51	
岐阜東幼稚園	否	①	適	否	1,378	1,378	0	1,378	1,280	98		
旧岐阜養護学校	否	①	適	否	1,107	1,107	0	1,107	1,043	64		
合計						1,700,403	1,659,368	41,035	1,700,403	1,644,051	56,443	

※ 監査委員試算の欄以外は行政部の作成した別紙1を使用した。

電気料金は、中部電力、新電力会社とも、以下の算式で計算されている。試算に際しては、この数式によって行った。
 電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金
 { 基本料金 = 契約電力 × 基本料金単価 × 力率割引・割増
 { 電力量料金 = 使用電力量 × 電力量料金単価 + 燃料費調整額
 (再生可能エネルギー発電促進賦課金と燃料費調整額は、各電力会社同じである。)